

羽島郡 町立小・中学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置 実施計画

令和 8 年 4 月
羽島郡二町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き生きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領等において目指されている内容の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

(2) 羽島郡二町の現状

羽島郡二町では、令和2年に「羽島郡教育職員の業務の量の適切な管理 その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則」を策定し、教職員の時間外在校等時間を年間 360 時間以内、月 45 時間以内として掲げ、その範囲内となるよう、教育職員の業務の量の管理及びその時間の縮減と子どもと向き合う時間の確保を目指して取り組んでいる。

羽島郡二町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月 28.4 時間	10.8%	0.2%
中学校	月 35.3時間	28.0%	1.9%
全 体	月 31.8 時間	16.4%	0.8%

時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員の割合が小中全体で、いまだに16.4%という高い数値を示している。教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが急務である。

また、月 80 時間超の教育職員も全体の 0.8%いる。特定の教育職員が業務を抱え込むのではなく、業務の削減・精選と合わせて、一部の教育職員に負担が集中しないよう業務の平準化を進めることが求められている。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。
- イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。
- ウ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間 360 時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア ストレスチェックにおける「働きがい」の数値を 3.0以上を維持する。
(R7 結果:3.3 全国平均:2.6)
- イ ストレスチェックにおける「心理的な仕事の負担(量)(質)」の数値を 8.5 以下にする。(R7 結果:(量)9.0 (質)8.9 全国平均:(量)7.9 (質)8.0)
- ウ ストレスチェックにおける「自覚的な身体的負担度」の数値を 2.5 以下にする。
(R7 結果:2.7 全国平均:2.0)

3. 計画の期間

2026 年度(令和8年度)～ 2029年度(令和 11 年度)

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

羽島郡二町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)学校業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- ◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・保護者、地域住民と連携し、児童生徒の学校への登下校時の見守り活動を推進する。
- ◇学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)
 - ・給食費の公会計化を推進し、各学校と連携し円滑な業務遂行に努める。
- ◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・学校が専門家(スクールロイヤー等)を活用できる環境を充実させることにより、当該苦情等の対応において、各学校を支援する。
- ◇地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となっていくものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となっていく。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答

- ・校務支援システムや保護者連絡システム等の機能を活用することによって、学校に発出される調査・統計等への回答に係る事務負担を軽減する。

◇ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・岐南町、笠松町の教育行政部局と教育委員会 ICT 支援専門員、民間保守業者が連携して行う。

◇部活動

- ・原則、休日の全ての中学校部活動の地域展開を推進し、地域クラブへの完全移行をめざし、地域指導者の配置拡充を進める。
- ・平日の部活動については、活動時間等の適正化を図る。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを全校に1名ずつ配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題、状況に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療若しくは福祉に関する専門人材等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師の協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センターとの連携や教育相談専門員等による効果的な支援を促進する。
- ・岐南町、笠松町の関係機関に対して、これらに必要な体制の確保に積極的に参画するよう促す。

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、情報共有のデジタル化や労務管理などの校務の効率化を図る。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・時間外在校等時間が月 80 時間を超えるなど長時間労働による過労が心配される教育職員へは、産業医による面接指導を行う。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバル(休息时间)の確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して産業医巡回指導により職場改善の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を毎年度初めに全教育職員へ周知する。
- ・定時退校日を週 1 回設定し、長期休業等の期間中に一斉閉校日を設定する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・変形労働時間制についても年度初めに全教育職員へ周知し、必要に応じて活用するように勧める。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、羽島郡二町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、羽島郡二町教育委員会の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システムの出退勤システムで把握し、その他の目標については、教職員ストレスチェックの結果から把握する。
- ・学校での児童生徒等の支援にあたる医療・福祉に関する人材の確保について、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、両町の首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、羽島郡二町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。